

知財座敷童（ざしきわらし）語り部

『商標権の商標を使っていないと・・・』

日本弁理士会 東北会
弁理士 若山 剛

最近では商標が関係するニュースを耳にすることも増え、商標権をお持ちの企業・事業者さんも増えてきたように思います。商標権は、一度取得すれば、特許権や意匠権と異なり、10年毎に更新手続きを取ることで、半永久的に維持することが可能な権利です。

ただし、使用していない商標権については、他者の請求により権利を取り消す不使用取消審判制度（注1）があります。この審判を請求された場合、権利の取り消しを免れるためには、商標権者は、過去3年間のうちに（注2）、商標権の商標を指定商品・役務に使用していたことを証明する必要があります。

商標権を取得した後に、使用する商標を修正・変更する場合や、事業内容・業態が変化する場合もあります。この場合、使用する商標が商標権の商標と同じであるかどうか、事業内容・業態が商標権の指定商品・役務と同じであるかどうか、についてもご注意ください。

不使用取消審判を請求する他者は、類似する商標の出願を既に行っていることも多いため、商標権が取り消されてしまうと、再取得できない場合があります。商標権をお持ちの方は、無用なトラブルを避けるためにも、商標権と実際の使用状況について改めてご確認ください。

さて、日本弁理士会東北会では、「弁理士紹介制度」の運用を開始しました。弁理士紹介制度とは、日本弁理士会東北会が東北6県（青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県）の弁理士を無料で紹介する制度です。弁理士の紹介を受けたい方は、日本弁理士会東北会のウェブサイト（注3）よりお申し込みください。

<参考>

注1：特許庁ウェブサイト（商標登録取消審判）

https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-shohyo_torikeshi/index.html

注2：正確には、「審判の請求の登録前3年以内」

注3：日本弁理士会東北会ウェブサイト（弁理士紹介制度）

<https://www.jpaa-tohoku.jp/introduction.html>

※配信元：東北地域知財戦略本部事務局（東北経済産業局知的財産室）

※本コラムの無断転載を禁じます。